

産業廃棄物（焼却処分廃プラスチック類）

処分業務仕様書

(仕様書の範囲)

第1条 この仕様書は、川崎市委託（単価）契約約款第1条に規定する設計図書として、産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。以下同じ。）の処分業務について定める。

(発注者の責務)

第2条 発注者は、委託する産業廃棄物の適正な処分のために必要な次の情報を、書面をもって受注者に提供し、これらの写しを本仕様書に添付する。

- (1) 産業廃棄物の性状及び荷姿に関する事項
- (2) 通常の保管状況下での腐敗、揮発等の性状の変化に関する事項
- (3) 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- (4) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
- (5) 委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその事項
- (6) その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

2 発注者は、委託契約期間中、前項に定める事項について変更があった場合には、受注者に対し速やかに書面をもってその旨の内容及び程度の情報を通知しなければならない。

(受注者の遵守事項)

第3条 受注者は、この契約の履行にあたり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下、「廃棄物処理法」という。）、その他の関係法令を遵守しなければならない。

- 2 受注者は、受託した産業廃棄物の処分について、周辺の生活環境に影響を及ぼすことがないように行わなければならない。
- 3 受注者は、受託した産業廃棄物の処分後の残渣物（以下「中間処理産業廃棄物」という。）について、自らの責任において適正に処理しなければならない。

(委託する産業廃棄物)

第4条 この契約で発注者が受注者に処分を委託する産業廃棄物は、次のとおりとする。ただし、予定数量は推定量を示すものであり、社会的要因等から変動することがある。

産業廃棄物の種類	予定数量	単位	備考
廃プラスチック類	15,000	Kg	性状：固形 荷姿：バラ

(委託する業務の内容)

第5条 発注者は、次のとおり前条の産業廃棄物の処分業務を受注者に委託する。

事業場（処分施設）の名称	
事業場の所在地	

処 分 の 方 法	
処 分 施 設 の 能 力	

2 処分施設への産業廃棄物の搬入は、発注者が委託した収集運搬業者が行う。発注者が委託した収集運搬業者の名称、許可の内容等は次のとおりである。

(1) 収集運搬業者の名称等

氏 名 又 は 名 称	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	

(2) 収集運搬業者が有する許可の内容（この契約の履行に必要なものに限る。）

	積 出 地 (発生場所)	運 搬 先 (最終目的地)
許可都道府県・政令市		
許 可 番 号		
許 可 の 有 效 期 限	年 月 日	年 月 日
事 業 の 区 分		
事 業 の 范 囲		
許 可 の 条 件		
積 替 保 管 の 可 否		

3 受注者が行う中間処理産業廃棄物の最終処分の内容は、次のとおりである。

事 業 場 (施 設) の 名 称	最終処分一覧のとおり
事 業 場 の 所 在 地	別紙のとおり
最 終 処 分 の 方 法	別紙のとおり
施 設 の 能 力	別紙のとおり

（委託代金）

第6条 この契約における委託料は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	処分方法	委託料（単価）	単 位	備 考
廃プラスチック類	焼却		円	

2 受注者は、業務完了届に記載した産業廃棄物の処分量に契約単価を乗じた額に消費税及び地方消費税額を加えて計算した金額を、川崎市委託単価契約約款第15条に基づいて発注者に対し請求し、発注者はこれに基づき委託代金を1ヵ月ごとに支払うものとする。

（委託期間）

第7条 業務の委託期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日とする。

（受注者の事業範囲）

第8条 受注者の事業範囲は次のとおりである。

許可都道府県・政令市	
許 可 番 号	
許可の有効期限	年 月 日
事 業 の 範 囲	
許 可 の 条 件	

2 受注者は、前項の事業範囲を証するものとして、産業廃棄物処分業の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受注者は速やかにその旨を発注者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを発注者に提出し、発注者は、これを本仕様書に添付する。

(電子情報処理組織及び産業廃棄物管理票の使用)

第9条 発注者及び受注者は、廃棄物処理法の規定に従って、電子情報処理組織（以下「電子マニフェスト」という。）又は産業廃棄物管理票（以下「紙マニフェスト」という。）を、別表に定める方法により、使用するものとする。

(業務完了届の提出)

第10条 受注者は、受託した産業廃棄物の処分業務が完了したときは、情報処理センターに対して行う報告、又は紙マニフェストの写しの送付とは別に、川崎市委託（単価）契約約款第14条に基づく業務完了届を発注者に提出しなければならない。

2 業務完了届は、前月に処分を完了した産業廃棄物の種類及び数量を記載し、毎月10日（3月においては3月31日以前の開庁日）までに提出するものとする。

(契約の解除)

第11条

発注者又は受注者は、この契約の当事者がこの契約の条項のいずれか又は川崎市委託（単価）契約約款若しくは法令等の規定に違反するとき、又は発注者及び受注者の合意があったときは、この契約を解除することができる。

(委託契約を解除した場合の処分されない産業廃棄物の取扱いに関する事項)

第12条 川崎市委託（単価）契約約款の規定又は法令の規定により契約を解除できる場合であっても、この契約に基づき発注者から引渡しを受けた産業廃棄物の処分を受注者が完了していないときは、その理由が発注者の責による場合を除き、当該産業廃棄物を受注者の責任で処分した後でなければ、契約を解除することができない。

2 その他、委託契約を解除した場合の取扱いについては、川崎市委託（単価）契約約款による。

(再委託の制限)

第13条 受注者は、原則として、発注者から受託した産業廃棄物の処分業務を他人に再委託してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約期間中に当該業務を受注者が他人に再委託するやむを得ない事情が生じたときは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「施行令」という。）第6条の12第1号に基づく書面により、発注者の承諾を得て、施行令第6条の12に規定する再委託基準に従い、これを行わなければならない。

(その他)

第14条 その他の取扱いについては、川崎市委託（単価）契約約款による。

1次マニフェスト	2次マニフェスト	使用の方法	
電子マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内※に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。 (2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (3) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
電子マニフェスト	紙マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、引き渡した日から3日以内※に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (2) 発注者は、情報処理センターより、当該産業廃棄物の処分が終了した旨及び当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、処分が終了した日から3日以内※に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに処分が終了した旨を報告するものとする。 (2) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、紙マニフェスト（2次紙マニフェスト）に必要事項を記載して交付するものとする。 (3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から3日以内※に、電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。 (4) 受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。
紙マニフェスト	電子マニフェスト	発注者	(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。 (2) 発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。
		受注者	(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの交付を受けなければならない。 (2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニ

			<p>フェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物について最終処分を委託するときは、引き渡した日から3日以内[*]に電子マニフェストを利用して、情報処理センターに必要事項を登録するものとする。</p> <p>(4) 受注者は、情報処理センターより、当該中間処理産業廃棄物の最終処分が終了した旨の通知を受けたときは、当該処分が終了したことを当該通知により確認するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。</p>
紙マニフェスト	紙マニフェスト	発注者 受注者	<p>(1) 発注者は、産業廃棄物を収集運搬業者に引き渡すときは、その都度、紙マニフェストに必要事項を記載して交付するものとする。</p> <p>(2) 発注者は、紙マニフェストの写しの送付を受けた日から5年間保存するものとする。</p> <p>(1) 受注者は、当該収集運搬業者から産業廃棄物の引き渡しを受けたときは、これと同時に紙マニフェストの交付を受けなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、受託した産業廃棄物の処分が終了したときは、紙マニフェストに必要事項を記載し、処分が終了した日から10日以内に、紙マニフェストの写しを発注者及び当該産業廃棄物を搬入した収集運搬業者へ送付するものとする。</p> <p>(3) 受注者は、当該中間処理産業廃棄物の最終処分を受託した者から紙マニフェストの写し（受注者が最終処分を委託するときに交付した2次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨が記載されたもの。）の送付を受けた場合において、その日から10日以内に、紙マニフェストの写し（発注者が受注者に交付した1次紙マニフェストで、最終処分が終了した旨を受注者が記載したもの。）を発注者へ送付すること。</p> <p>(4) 受注者は、1次紙マニフェストを1次紙マニフェストの写しを送付した日から5年間保存するものとする。</p> <p>(5) 受注者は、2次紙マニフェストの写しを送付された日から5年間保存するものとする。</p>

*土日祝、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。

<表 面>

管理番号

廃棄物データシート(WDS)

※1 本データシートは廃棄物の成分等を明示するものであり、排出事業者の責任において作成して下さい。

※2 記入については、「廃棄物データシートの記載方法」を参照ください。

作成日 令和 8年 1月 5日

記入者

1	排出事業者	名称 川崎市教育委員会事務局健康給食推進室	所属 〒 【南部学校給食センター】幸区南幸町3丁目149番地2 【中部学校給食センター】中原区上平間1700番地373 【北部学校給食センター】麻生区栗木2丁目8番5号	担当者 佐々木	TEL 044-200-2538	FAX 044-200-0180
2	廃棄物の名称	焼却処分廃プラスチック類				
3	廃棄物の組成・成分情報 (比率が高いと思われる順に記載) <input type="checkbox"/> 分析表添付 (組成)	主成分 他	MSDSがある場合、CAS No.			
		・成分名と混合比率を書いて下さい。ばらつきがある場合は範囲で構いません。 ・商品名ではなく物質名を書いて下さい。重要と思われる微量物質も記入して下さい。				
4	廃棄物の種類 ■産業廃棄物	<input type="checkbox"/> 汚泥 <input type="checkbox"/> 廃油 <input type="checkbox"/> 廃酸 <input type="checkbox"/> 廃アルカリ ■その他(廃プラスチック類) ※ 廃棄物が以下のいずれかに該当する場合 <input type="checkbox"/> 石綿含有産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀使用製品産業廃棄物 <input type="checkbox"/> 水銀含有ばいじん等 <input type="checkbox"/> 引火性廃油 <input type="checkbox"/> 強アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 指定下水汚泥 <input type="checkbox"/> 廃酸(有害) <input type="checkbox"/> 引火性廃油(有害) <input type="checkbox"/> 感染性廃棄物 <input type="checkbox"/> 鉛さい(有害) <input type="checkbox"/> 廃アルカリ(有害) <input type="checkbox"/> 強酸 <input type="checkbox"/> PCB等 <input type="checkbox"/> 燃えがら(有害) <input type="checkbox"/> ばいじん(有害) <input type="checkbox"/> 強酸(有害) <input type="checkbox"/> 廃水銀等 <input type="checkbox"/> 廃油(有害) <input type="checkbox"/> 13号廃棄物(有害) <input type="checkbox"/> 強アルカリ <input type="checkbox"/> 廃石綿等 <input type="checkbox"/> 汚泥(有害)				
5	特定有害廃棄物 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付 (廃棄物処理法)	アルキル水銀 (×) トリクロロエチレン (×) 1,3-ジクロロプロパン (×) 水銀又はその化合物 (×) テトラクロロエチレン (×) チウラム (×) カドミウム又はその化合物 (×) ジクロロメタン (×) シマジン (×) 鉛又はその化合物 (×) 四塩化炭素 (×) チオベンカルブ (×) 有機燐化合物 (×) 1,2-ジクロロエタン (×) ベンゼン (×) 六価クロム化合物 (×) 1,1-ジクロロエチレン (×) セレン (×) 硒素又はその化合物 (×) シス-1,2-ジクロロエチレン (×) ダイオキシン類 (×) シアン化合物 (×) 1,1,1-トリクロロエタン (×) 1,4-ジオキサン (×) PCB (×) 1,1,2-トリクロロエタン (×)				
6	PRTR対象物質	届出事業所 (非該当)、委託する廃棄物の該当・非該当 (非該当) ※ 委託する廃棄物に第1種指定化学物質を含む場合、その物質名を書いて下さい。				
7	水道水源における消毒副生成物 前駆物質	生成物質:ホルムアルデヒド(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> ヘキサメチレンテトラミン(HMT) <input type="checkbox"/> 1,1-ジメチルヒドラジン(DMH) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルアニリン(DMAN) <input type="checkbox"/> トリメチルアミン(TMA) <input type="checkbox"/> テトラメチルエチレンジアミン(TMED) <input type="checkbox"/> N,N-ジメチルエチルアミン(DMEA) <input type="checkbox"/> ジメチルアミノエタノール(DMAE) 生成物質:クロロホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> アセトンジカルボン酸 <input type="checkbox"/> 1,3-ジハイドロキシリルベンゼン(レゾルシノール) <input type="checkbox"/> 1,3,5-トリヒドロキシベンゼン <input type="checkbox"/> アセチルアセトン <input type="checkbox"/> 2'-アミノアセトフェノン <input type="checkbox"/> 3'-アミノアセトフェノン 生成物質:臭素酸(オゾン処理により生成)、ジブロモクロロメタン、ブロモジクロロメタン、ブロモホルム(塩素処理により生成) <input type="checkbox"/> 臭化物(臭化カリウム等)				
8	その他含有物質 ()には 混入有りは○、 無しは×、混入の 可能性があれば△ <input type="checkbox"/> 分析表添付(組成)	硫黄 (×) 塩素 (×) 臭素 (×) ヨウ素 (×) フッ素 (×) 炭酸 (×) 硝酸 (×) 亜鉛 (×) ニッケル (×) 銅 (×) アルミ (×) アンモニア (×) ホウ素 (×) その他 ()				

9	有害特性 (無)	<input type="checkbox"/> 爆発性 <input type="checkbox"/> 引火性(°C) <input type="checkbox"/> 可燃性 <input type="checkbox"/> 自然発火性(°C) <input type="checkbox"/> 禁水性 <input type="checkbox"/> 酸化性 <input type="checkbox"/> 有機過酸化物 <input type="checkbox"/> 急性毒性 <input type="checkbox"/> 感染性 <input type="checkbox"/> 腐食性 <input type="checkbox"/> 毒性ガス発生 <input type="checkbox"/> 慢性毒性 <input type="checkbox"/> 生態毒性 <input type="checkbox"/> 重合反応性 <input type="checkbox"/> その他()
10	廃棄物の物理的 性状・化学的性状	形状() 臭い() 色() 比重() pH () 沸点() 融点() 発熱量() 粘度() 水分()
11	品質安定性	経時変化(無) 有る場合は具体的に記入
12	関連法規	危険物(消防法)・特化則(特定化学物質障害予防規則)・有機溶剤・毒劇物・悪臭
13	荷姿	<input type="checkbox"/> 容器() <input type="checkbox"/> 車両() <input type="checkbox"/> その他()
14	排出頻度 数量予定	頻度(繼続予定) (15,000) kg / 年
15	特別注意事項 (無)	※取り扱う際に必要と考えられる注意事項を記載 -避けるべき処理方法、安全のため採用すべき処理方法 -他の廃棄物との混合禁止 -粉じん爆発の可能性 -容器腐食性の可能性／注意点 -廃棄物の性状変化などに起因する環境汚染の可能性 -環境中に放出された後の支障発生の可能性(消毒用塩素等との反応により他の物質を生成し、水道取水障害に至る可能性等) 等

【参考】他の情報

- ・サンプル等提供 (サンプル無)
- ・産業廃棄物の発生工程等
「3廃棄物の組成・成分情報」を推定する根拠となる、使用原材料・有害物質・不純物の混入、排出場所がわかる発生工程の説明を書いてください。 工程前からの持ち込み成分があれば書いてください。 工程図への記入でも可。
(処理業者においては、不純物混入の可能性や廃棄物成分のブレ幅の推定、分析頻度等の判断材料となります。)

<排出事業者及び処理業者内容確認欄>

No.	内容確認日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	備考

<変更履歴>

No.	変更日時	排出事業者担当者	処理業者担当者	変更内容